

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（381））

2. 日時：平成29年9月27日 14時30分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、伊藤安全審査官、江崎安全審査官、大塚安全審査官、岸野安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、安田安全審査官、吉村安全審査官

（地震・津波研究部門）

山崎主任技術研究調査官、森技術研究調査官、伊東技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他9名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 副課長

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条／第39条 地震による損傷の防止」及び「第43条 基準津波を超えて敷地を遡上する津波に対する津波防護方針」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<原子炉建屋クレーン>

- 原子炉建屋クレーンの耐震補強について、落下防止対策に関する詳細な考え方を図を交えて整理し提示すること。

<基準津波を超えて敷地に遡上する津波に対する防護>

- 浚渫台船の外観及び喫水線の詳細について具体的に提示すること。
- 11m 盤に対する越流津波の遡上について、具体的な解析データを用いて遡上の有無を整理して提示すること。
- 基準津波を超える津波として 24mの津波に対する検討が必要となった経緯及び 2 津波の設定に係る考え方を整理して提示すること。
- 越流した津波について、遡上解析結果の防潮堤内側における流速を整理して提示すること。
- 津波漂流物に対する止水ジョイントの防護措置の設計の考え方について、第 5 条において整理するとともに、その内容を基準津波を超える津波に対する防護設計としても提示すること。

- 外郭防護対策のうち、防潮堤扉等、フラップゲートと同様の整理となる設備について整理して提示すること。
- フラップゲートにおける津波漂流物対策について整理して提示すること。
- 緊急用海水ポンプの検査時における浸水防止設備の解放時間について、具体的な作業工程及び作業時間を整理して提示すること。
- 津波の流入経路について、例えば非常用海水系二重配管における防護区分等、外郭防護1及び2と内郭防護の整理が網羅的に抽出され、資料に適切に反映されていることを再度確認し、整理して提示すること。
- 岩盤内を通す設計としているSA用海水ピット引き込み管に関し、相対変位に対する設計上の考慮について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 第495回審査会合「有効性評価（津波シーケンス、コメント回答）」時の指摘事項への対応
- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止（安全審査関連 補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について